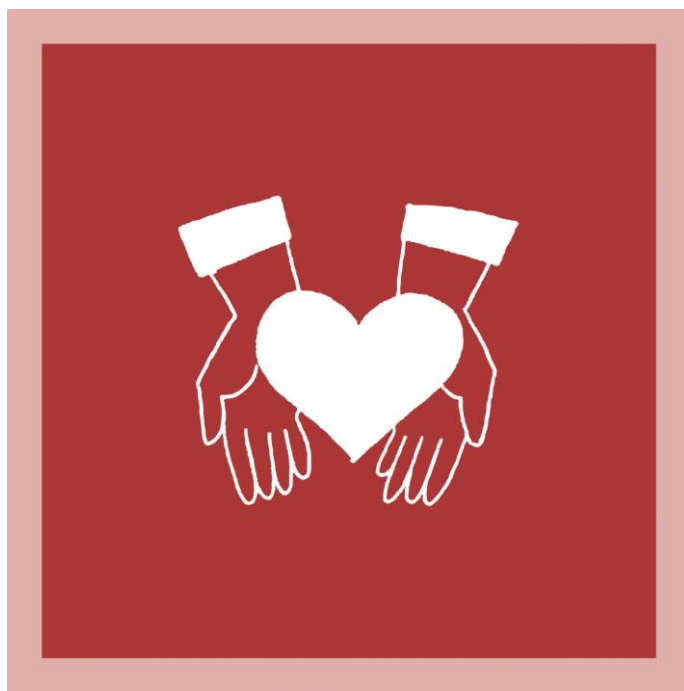


せいかつほご  
生活保護のしおり



せいかつほご      そうだん      かた  
生活保護の相談をされる方のために

泉大津市社会福祉事務所  
生活福祉課  
0725-33-1131

# 1. 生活保護とは

わたし いっしょう あいだ びょうき けが こうれい せいけいちゅうしんしゃ な  
 私たちの一生の間には病気、怪我、高齢、生計中心者が亡くなったりするなど、  
 さまざま じじょう せいかつ くる いっしょうけんめい はたら ざいさん う み まわ  
 様々な事情で生活が苦しくなり、一生懸命に働いたり、財産を売ったり、身の周りの  
 えんじょ う せいかつ こま ばあい  
 援助を受けても生活に困る場合があります。

ばあい にほんこくけんぽう だいい じょう こくみん けんこう ぶんかてき さいていげんど  
 このような場合に、日本国憲法第25条にある『すべての国民は健康で文化的な最低限度の  
 せいかつ いとな けんり ゆう りねん もと せいかつ こま せたい こま あいだ  
 生活を営む権利を有する』という理念に基づき、生活に困っている世帯を、困っている間  
 えんじょ せいど せいかつほご  
 だけ援助する制度が生活保護です。

## 生活保護は世帯を単位として決められます。



- せいかつ せたい たんい き  
生計をともにしている方々は、同一世帯として扱われます。
- せいかつほご ひ くに さだ きじゆん き  
生活保護費は、国が定めた基準で決められています。
- くに さだ きじゆん けいさん せたい きじゆんせいかつひ さいていせいかつひ せたい しゅうにゆう  
国が定めた基準により計算した世帯の基準生活費(最低生活費)と、その世帯の収入を  
くら しゅうにゆう ほう すく ばあい ふそく ぶん ほごひ しきゅう  
比べ、収入の方が少ない場合に不足する分を保護費として支給します。

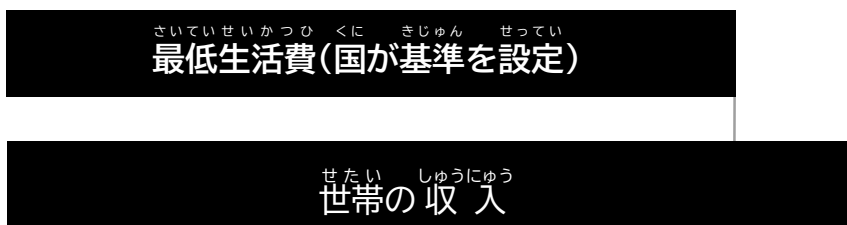
### 《生活保護が受けられる場合》世帯の収入が最低生活費を下回るとき



さいていせいかつひ ふそくぶん  
最低生活費の不足分を  
せいかつほごひ しきゅう  
生活保護費として支給します。

※ P3「3. 保護の種類」をご参照ください。

### 《生活保護が受けられない場合》世帯の収入が最低生活費を上回るとき



## 2. 生活保護を受けるには



生活保護の要件として以下のようなものがあります。

※ ただし要件を満たしていない場合でも申請は可能です。(生活保護法第4条1項)

### 資産の活用

預貯金、生命保険、学資保険、土地、家屋、貴金属、有価証券、自動車、バイクなどの資産は売却や解約などの処分をするなどして生活費にてあててください。ただし、土地や家屋、自動車、バイク、生命保険、学資保険などは一定の条件のもとに保有が認められる場合があります。

### 能力の活用

働ける方は能力に応じて働き、収入を得てください。また、仕事が見つからず、求職中の方は、就労支援を受けることができます。

### 他の制度や法律による給付等の活用

生活保護法以外の法律や制度等（健康保険、雇用保険、各種年金、恩給、各種手当、介護サービス、障がい福祉サービスなど）で活用できるものがあるときは、そちらが優先します。

その他、親子、兄弟姉妹、親戚など民法上の扶養義務者から仕送りなどの援助をしてもらうよう努めてください。

援助の可否については、保護申請時や保護利用中においても、定期的に扶養義務者の方々に対し、書面で照会します。扶養の意思は保護に優先しますが、本人が親族に扶養をもとめることが申請の要件ではありません。

以上のように、生活保護は利用できる資産、能力、その他あらゆる制度を活用してもなお最低限度の生活を維持できない場合にはじめて適用されるものです。

暴力団員は生活保護を利用することはできません。暴力団員であることがわかったときは、申請を却下するなど厳正に対応します。

### 3. 保護の種類

生活保護には次の8種類の援助(扶助)があり、世帯の状況に応じて、法律で決められた金額内で受けることができます。

① 生活扶助…食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの日常生活に必要な

費用を援助します。

② 住宅扶助…家賃、地代、家屋の修理費などに必要な費用を援助します。

③ 教育扶助…学用品、教材費、給食費などの義務教育に必要な費用を

援助します。

④ 介護扶助…介護保険制度で決められた介護サービスを利用するための費用を援助

します。

⑤ 医療扶助…病気や怪我の治療に必要な費用を援助します。

⑥ 出産扶助…出産に必要な費用を援助します。

⑦ 生業扶助…就職に必要な技能や技術を身につける費用、新たに仕事に就く

ために必要な費用、高等学校などで就学するために必要な費用

を援助します。

⑧ 葬祭扶助…葬祭に必要な費用を援助します。(喪主を務める場合のみ)





さいていせいかつひ じっさい しきゅうれい  
**◆最低生活費と実際の支給例◆**

れいわ ねん ねん にちげんざい  
 令和6年2月1日現在

きんがく こうせいろうどうしょう けんとう ずいじかいてい  
 ※ 金額は厚生労働省が検討のうえ随時改訂されます。

れい たんしんせたい さい  
 ≪例1≫ 単身世帯(86歳)

さいていせいかつひごうけい 最低生活費合計	¥107,820
せいかつふじょ 生活扶助	¥68,820
じゅうたくふじょ 住宅扶助	¥39,000

しきゅうがく  
支給額

¥ 107,820 - ¥ 59,243 = **¥ 48,577**

しゅうにゆうにんていがく 収入認定額	¥59,243
ねんきん 年金	¥59,243

そうしきゅうがく かいごほけんりょう とくべつちようしゅうがく  
 総支給額 ¥ 61,043 - 介護保険料(特別徴収額) ¥1,800 = ¥ 59,243

※ 例は「特別徴収」ですが、介護保険料加算は、介護保険料(普通徴収)の実費額です。

MEMO

---

《例3》3人母子世帯(母30歳・子9歳・子5歳)

さいていせいかつひごうけい 最低生活費合計	¥290,740
せいかつふじよ 生活扶助	¥192,080
ぼしかさん 母子加算	¥23,600
じどうよういくかさん 児童養育加算	¥20,380
じゅうたくふじよ 住宅扶助	¥51,000
きょういくふじよ 教育扶助	¥3,680



しきゅうがく  
支給額

¥ 290,740 - ¥ 118,990 = ¥ 171,750

しゅうにゆうにんていがく 収入認定額	¥118,990
じどうふようてあて 児童扶養手当	¥54,560
じどうてあて 児童手当	¥20,000
よういくひ 養育費	¥20,000
しゅうろうしゅうにゆう 就労収入	¥24,430

しゅうろうしゅうにゆうそうしきゅうがく  
就労収入総支給額 ¥ 42,030 - 基礎控除 ¥17,600 = ¥ 24,430

- ※ 母子加算は、ひとり親世帯に加算されます。
- ※ 児童養育加算は、高校卒業以前の子どもがいる世帯に加算されます。
- ※ 就労収入には、実費控除(所得税、健康保険料など)と収入額に応じて一定の金額を控除する基礎控除があります。

やちん じょうげん  
家賃の上限について

1人	¥39,000
2人	¥47,000
3人～5人	¥51,000
6人	¥55,000
7人以上	¥61,000



家賃は、上限以内であれば実費分が住宅扶助として支給されます。  
 上限を上回る家賃の場合は、特別な事情を除き、転居を指導することになります。

## 4. 生活保護を受けているときに守っていただくこと



つぎ まも  
次の①から⑤について、守っていただくことになります。

① 働ける人は能力に応じて働き、収入を増やすよう努めてください。

びょうき はたら ひと いし しじ したが いちにち はや なお りょうよう つと  
病気のため働けない人は医師の指示に従って、一日も早く治すよう療養に努めてください。

そのため、ギャンブル（競輪、競馬、競艇、パチンコ等）に没頭することなく、療養、求職・増収活動など、生活の維持・向上を図る努力が求められます。

また、飲酒や喫煙については、健康のためにもやめることを検討してみてください。

② 給与や仕送り、年金、保険金、手当、保護受給中に他から借りたお金、あるいは品物などを

問わず、世帯に入ったすべてのものが収入となりますので、必ず収入申告書を提出しなければなりません。

また、収入の有無にかかわらず、収入申告書は定期的に提出する必要があります。

③ 次のようなときは、すみやかに届出をしなければなりません。

- 転居しなければならなくなったとき
- 家族の人にかわったことがあったとき  
(出生、死亡、転入、転出、結婚、病気、入退院、事故、入学退学など)
- 仕事をかわったときや仕事についていなかった人が仕事についてきたとき
- 働く日数や収入が変わったとき（ボーナスが入ったときや年金額が変わったときなど）
- 海外へ渡航するとき  
(渡航費については収入認定されますが、例外として親族の冠婚葬祭や修学旅行など収入認定されないケースがあります。)
- その他生活状況に変化があるとき

④ 福祉事務所の指導や指示には必ず従ってください。従わない場合には保護の停止や廃止となることがあります。

⑤ 高校生のアルバイト等については、その収入を私立高校における授業料の不足分、学習塾の費用、修学旅行やクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する場合）、大学等の授業料や入学金等にあてる場合、控除になる可能性がありますので、ケースワーカーに相談するようにしてください。



## 5. 生活保護を受けている方（受けようとする方）に保障されていること

○ 正当な理由がなければ、すでに決定された保護について、不利益に変更されることはありません。

○ 保護金品（保護費や保護により支給される物）、またはこれを受ける権利について、課税されたり、差し押さえられたりすることはありません。

○ 社会福祉事務所長の行った保護の申請却下、変更、停止、廃止などの決定

処分<sup>しよぶん</sup>に不服<sup>ふふく</sup>のある場合は、決定<sup>けつてい</sup>を知った翌日<sup>し</sup>から3か月以内に、大阪府知事<sup>おおさかふちじ</sup>に

対して<sup>たい</sup>不服<sup>ふふく</sup>の申立て<sup>もうした</sup>をすることが出来ます<sup>でき</sup>。





## 6. 病 気 を し た 時 の 手 続 き

あなたや家族が、怪我をしたり、病気にかかったりして、病院等を受診するときは、その前に必ず福祉事務所に届出てください。急病の場合など、どうしても届出がでないときは、その後すみやかに届出てください。

① 生活保護を受けている人が医療を受けられるのは次の場合です。

- 指定医療機関における診療・薬剤等
- 指定施術機関（柔道整復・あん摩・マッサージ）又は、はり・きゅう師における施術

なお、申請時点で施術を受けている場合、施術を受けようとするときは医師の同意などの条件が必要となることがありますので、あらかじめ地区担当員（ケースワーカー）に相談してください。

② 国民健康保険証等

- 生活保護を受けると（保護停止期間を除く）国民健康保険証、障がい者医療証、ひとり親医療証、乳幼児医療証等は使用できませんので注意してください。
- 医療扶助は健康保険と同じように、いわゆる差額ベッド代や保険対象外の医薬品について原則として支給対象になりません。
- 高度先進医療についても受けることができません。

※ ただし、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者証、共済組合員証をお持ちの方は、そのまま使用できます。



ほごひ かえ

## 7. 保護費を返してもらうとき



- ① 資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、すでに支給された保護費を返していただくことになります。

(たとえばこんなとき)

- 年金や手当などをさかのぼって受給したとき。
  - 生命保険の入院給付金や解約返戻金の支払いを受けたとき。
  - 不動産(土地、建物)などを売却したとき。
  - 交通事故などの損害賠償金が入ったとき。
- ② 不正な方法で保護を受けたり、収入申告を怠ったりしたときは、不正に受けた保護費全額を返していただきます。また、この場合、受けている保護の停・廃止となることもあり、状況によっては、警察へ被害の届出を行うこともあります。

MEMO

---

## しんせい なが 8. 申請の流れ



01

### そうだん 相談

せいかつ こま かた ちか みんせいいいん そうだん いずみおおつやくしよ せいかつふくしか  
生活にお困りの方は、お近くの民生委員に相談するか、泉大津市役所の生活福祉課  
しゃかいふくしじむしよ そうだん  
(社会福祉事務所) へ相談してください。

02

### しんせい 申請

せいかつふくしか しゃかいふくしじむしよ ほ ごしんせい てつづ ばあい かにい  
生活福祉課(社会福祉事務所)で「保護申請」の手続きをしてください。この場合、あなたの家庭  
でどれくらいの収 入 や資産があるのか申告する『収 入 申告書』『資産申告書』『生活歴』  
しゅうにゅう しざん しんこく しゅうにゅうしんこくしよ しざんしんこくしよ せいかつれき  
『扶養届』や、収 入 や資産の 状 況 について関係機関に報告を求めることについての『同意書』  
ふようとどけ しゅうにゅう しざん じょうきょう かんけいきかん ほうこく もと どういしよ  
などを提 出 していただきます。

03

### ちようさ 調査

しんせいしよ ていしゅつ ちく たんとういん かにい  
申請書が提 出 されると、地区担当員(ケースワーカー)が、あなたの家庭などを  
ほうもん せいかつじょうきょう き きんゆうきかん かんけいきかん ふようぎむしや しょうかい  
訪問して生活 状 況 などを聞き、金融機関などの関係機関や扶養義務者への照 会  
おこな  
を 行 います。

04

### けつてい 決定

ちようさ お せいかつふくしか しゃかいふくしじむしよ ほ ご う  
調査が終わると、生活福祉課(社会福祉事務所)は保護を受けることができるか、受け  
ることができないかを決定してお知らせします。  
せいかつほ ご う ちく たんとういん ていきてき かにい ほうもん じりつ  
生活保護を受けると、地区担当員(ケースワーカー)が定期的に家庭を訪問し、自立へ  
む てつだ  
向けてお手伝いさせていただきます。

しんせい けつてい やく しゅうかん かげつ  
申請から決定までには、約2週間から1ヶ月かかります。

さいご  
9.最後に

ここまで、<sup>せいかつほご</sup>生活保護の<sup>しく</sup>仕組みについて<sup>せつめい</sup>説明をしてきましたが、<sup>ないよう</sup>この内容につ

いての<sup>ふめい</sup>不明な点や、<sup>てん</sup>詳しく<sup>くわ</sup>相談したいことなどが<sup>そうだん</sup>ありましたら、<sup>いずみおおつしやくしょ</sup>泉大津市役所

<sup>せいかつふくしか</sup>生活福祉課へ<sup>と</sup>お問い合わせ<sup>あ</sup>ください。



年 月 日

<sup>ほんじつ</sup> 本日の<sup>めんせつたんとうしゃ</sup>面接担当者

<sup>す</sup> お住まいの<sup>ちく</sup>地区

<sup>ちく</sup> 地区<sup>たんとういん</sup>担当員  
(ケースワーカー)